

構内食堂用 IC カード対応券売機の賃貸借  
仕 様 書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
那珂フュージョン科学技術研究所  
管理部 庶務課

1. 件 名

構内食堂用 IC カード対応券売機の賃貸借

2. 数 量

2 台

3. 目 的

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）那珂フュージョン科学技術研究所の構内食堂において現金及び IC カード対応券売機を設置することで、職員等の喫食管理を行うことを目的とする。

4. 賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（60 ヶ月）

5. 設置場所

〒311-0193 茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 構内食堂

※賃貸借期間中に設置場所を変更する場合は、事前に QST 担当者から通知する。

6. 納入条件

- (1) 全て新品であること。
- (2) QST が指定する場所に賃貸借機器の転倒防止策等を講じた上での据付調整後渡しとすること。  
なお、据付調整後すぐに機器の使用を可能とするため、賃貸借機器に収容可能な最大個数の感熱ロール紙を併せて納入すること。
- (3) 納入時又は納入後、QST の指定する場所において、機器の取扱い方法等について QST 担当者へ説明すること。なお、技術担当者の派遣に対する諸経費の一切は受注者負担とする。
- (4) 納入日時は QST と協議の上、決定すること。
- (5) 設置時に発生した梱包材等の発生材は受注者にて処分すること。

7. 機器仕様

以下の性能・仕様を満たす自立型券売機であること。

- (1) 職員証（非接触式 IC カード（Mifare standard 1K））を用いた給与天引き及び現金による決済方法に対応すること。

なお、現金の使用可能金種は、低額紙幣対応機種とし、現在発行されている及び通用力を有する、紙幣「1,000 円」及び硬貨「500 円、100 円、50 円、10 円」とすること。

また、釣銭装置について以下の条件を満たすこと。

1) 釣銭装置：ホッパー式、硬貨還流式

2) 釣銭容量：

・ 500 円硬貨：350 枚以上

・ 100 円硬貨：800 枚以上

・ 50 円硬貨：500 枚以上

・ 10 円硬貨：800 枚以上

その他、キャッシュレス決済（クレジットカード、QR コード決済、電子マネー決済）機能を有しないこと。

- (2) 非接触式 IC カードを用いて購入された喫食データについては、職員等の給与天引きデータとして用いるため、券売機本体や管理 PC 等に個人別喫食データとして、カード ID 番号 10 桁程度、喫食日、喫食金額及びメニュー等が記録できる機能を有すること。なお、事前に各職員等が使用する個別のカード ID 番号を登録せずに、単純にカード ID 番号のみを記録する仕様であること。

また、現金で購入された喫食データについては、券売機本体や管理 PC 等に喫食日、喫食金額及びメニュー等が記録できる機能を有すること。

- (3) 券売機本体又は管理 PC 等に記録された個人別喫食データ及び喫食データ（以下「喫食データ」という。）について、USB 等記憶媒体を用いて抽出できる機能を有すること。
- (4) タッチパネル式であること。また、1 つの画面に表示されるメニュー数は 20 個程度とし、別画面等を含め最大 30 個程度以上のメニューを設定可能であること。その他、画面遷移には自由度があることとし、詳細は別途協議とする。
- (5) 日本語、英語を含む多言語対応が可能な機種であること。
- (6) 券売部には、感熱ロール紙を搭載すること。

また、紙切れや補充交換の手間を軽減するために、オートチェンジ機能（使用中のロール紙が無くなった際に自動的に次のロール紙へ切り替わる機能）を有すること。

- (7) 喫食データを売上日報及び売上月報としてジャーナル出力できる機能を有することとし、それぞれ以下の条件を満たすこと。
- 1) メニュー毎の販売情報が記録されていること。
- 2) 非接触式 IC カードを用いて購入された喫食データと現金で購入された喫食データを分けて記録されていること。
- (8) 発券された食券には、券売機で選択されたメニュー（購入日時、喫食金額等

を含む。)が表示されること。

(9) 使用電源は AC100V とすること。

(10) 外形寸法の高さが地上から 1600mm 程度であること。

#### 8. 必要な能力・資格

本件を受注するにあたり、ISMS 認証 (ISO/IEC27001) を取得していること。

借入物品について第三者をして貸付けようとする者にあつては、第 7 項に示す機器仕様を満たす物品を自ら貸付できる能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有する者であることを証明できること。この場合、機器の納入業者が ISMS 認証 (ISO/IEC27001) を取得していること。

#### 9. 賃貸借条件

第 5 項に示す設置場所への搬入・設置作業及び券売機としての使用を可能とするために必要な調整等の使用開始に至るまでに要する設定等ならびに第 4 項に示す賃貸借期間終了後の撤去作業等に係る費用の一切を契約金額に含むこと。

#### 10. 提出書類

(1) 納品書：1 部【紙媒体】

(2) 取扱説明書：2 部【紙媒体】、1 部【電子媒体】

#### 11. 検査条件

(1) 納入時検査

納入完了後、賃貸借機器が所定の要件を満たしていること及び第 10 項に示す提出書類の確認をもって検査合格とする。

(2) 賃貸借期間終了後検査

賃貸借期間終了後、QST が賃貸借物件の撤去を含めた必要な業務が全て行われたことを確認したことをもって検査合格とする。

#### 12. 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

#### 13. 特記事項

(1) 受注者は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であり、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識するとともに、QST の規程等を遵守し、安全性に配慮しつつ業務を遂行し得る能力を有するものを従事させること。

- (2) 受注者は、本件業務を実施することにより取得したデータ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を QST の施設外において、発表若しくは公開することはできない。ただし、あらかじめ書面により QST の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、QST の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (4) 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (6) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- (7) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに QST 担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- (8) 受注者は、QST から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を QST からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- (9) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、QST の許可なく QST 外部に持ち出してはならない。
- (10) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要になった場合も同様とする。
- (11) 本件で作成された著作物（マニュアル、コンピュータプログラム等）の所有権は、QST に帰属するものとする。
- (12) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を QST に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、QST に対しすべての責任を負うこと。
- (13) 本契約に関する関係者に外国人が含まれ、那珂フュージョン科学技術研究所に入構する予定がある場合は、速やかに QST に連絡すること。入構許可を有していない場合は、外国人来訪者票（QST 指定様式）を提出することによる入構手続きを行い、入構許可が下りたことを確認して入構すること。外国人の入構手続きについて手続き開始後、許可が下りるまで通常 2 週間程度を要する。また、許可が下りない場合もありうる。

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合はこれを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書等（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 協 議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

以上